

日本脳炎予防接種説明書

1. 予防接種の対象となる病気

◆ 日本脳炎

日本脳炎ウイルスにより発生する疾病で、ブタなどの体内で増えたウイルスが蚊によって媒介され感染します。ヒトからヒトへの感染はありません。以前は子どもや高齢者に多くみられた病気です。突然の高熱、頭痛、嘔吐などで発病し、意識障害や麻痺等の神経系の障害を引き起こす病気で、後遺症を残すことや死に至ることもあります。一般に、日本脳炎ウイルスに感染した場合、およそ 1000 人に 1 人が日本脳炎を発症し、発症した方の 20～40%が亡くなってしまいますといわれています。また、生存者の 45～70%に精神障害などの後遺症が残ってしまうといわれています。

なお、過去の日本脳炎ワクチンにおいて、接種後に重い病気になった事例があったことをきっかけに、平成 17 年度から平成 21 年度までの間、対象者に日本脳炎予防接種のご案内が行われておりませんでした(積極的勧奨の差し控え)。しかし、その後、新たなワクチンが開発されたことにより、現在は日本脳炎の予防接種を通常通り受けられるようになっております。これにより、当時ご案内が差し控えられていた下記の「特例対象者」の方は、該当年齢まで接種が可能となっております。

2. 乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン(不活化ワクチン)

日本脳炎ワクチンは、ベロ細胞という細胞でウイルスを増殖させ、ホルマリンなどでウイルスを殺し(不活化)、精製したものです。

ワクチン接種により、日本脳炎の罹患リスクを 75～95%減らすことができると報告されています。

3. 副反応

発熱、せき、鼻水、注射部位の腫れなどが稀にみられます。それらのほとんどは接種 3 日後までにみられます。

4. 接種時期

- ・第 1 期 生後 6 ヶ月以上 7 歳 6 ヶ月未満
(初回接種)標準的には 3 歳～4 歳(1～4 週間隔で 2 回接種)
(追加接種)標準的には 4 歳～5 歳(1 回接種)
- ・第 2 期 9 歳以上 13 歳未満
標準的には 9 歳～10 歳(1 回接種)

【特例対象者】

平成 7 年 4 月 2 日～平成 19 年 4 月 1 日生まれの方は、全 4 回の接種の不足回数分を 20 歳未満の年齢で定期接種として実施可能です。

平成 19 年 4 月 2 日～平成 21 年 10 月 1 日生まれの方は、全 4 回の接種の不足回数分を 13 歳未満の年齢で定期接種として実施可能です。

予防接種を受けるに際し、次のことに十分注意のうえお受けください。

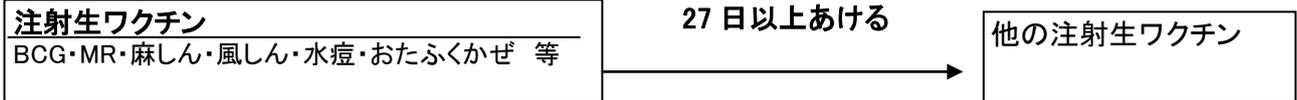
- 予診票は、接種を受けるお子様の当日の健康状態を保護者の方が責任をもってご記入ください。
(各項目の記入漏れがないようご注意ください)
- 説明書及び下記の注意事項をご理解のうえお受けください。

(1) 予防接種を受けられないお子さんは、次のようなお子さんです。

- ① 明らかに発熱のある人(37.5℃以上の方)。
- ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな人。
- ③ その日に受ける予防接種によって、または予防接種に含まれている成分で※ アナフィラキシーを起こしたことがある人。
- ④ その他、医師が不適切な状態と判断した場合。

※アナフィラキシーとは、接種後30分以内に起こるひどいアレルギー反応のことです。汗がたくさん出る、顔が急に腫れる、全身にひどいじんましんが出るほか、はきけ、嘔吐、声が出にくい、息が苦しいなどの症状に続きショック状態になるような、はげしい全身反応のことです。

(2) 予防接種の効果や安全性を確保するため、異なる種類のワクチンを接種する際は、次のことにご留意ください。



上記以外では、異なる種類のワクチン接種間隔は制限なし

(3) 接種後の一般的注意事項は次のとおりです。

- ① 接種当日は過激な運動はさけてください。
- ② 接種後生ワクチンでは4週間、不活化ワクチンでは1週間は副反応の出現に注意してください。
- ③ 入浴は差し支えありませんが、わざと注射した部位をこすことはやめ清潔にたもってください。
- ④ 局所の異常な反応や体調の変化を訴える場合は、速やかに医師の判断をお受けください。
- ⑤ 接種後、高熱・けいれん・不機嫌等の異常な症状をあらわした場合は速やかに医師の診察を受けてください。

(4) 予防接種による健康被害救済制度

予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じたりした場合には、給付を受けられる可能性があります。

※その際には、健康増進課までご相談ください

(健康増進課 電話 0285-22-9526)